

平成27年度警察庁調達改善計画（要約版）

1 警察庁における調達改善の方針

警察庁においては、限られた財源の中で政策効果を最大限向上させるために、透明性、公平性及び経済性を確保しつつ、引き続き自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

2 重点的な取組

平成27年度における警察庁調達改善計画の重点的な取組としては、汎用的な物品、役務における共同調達等の有効活用を図るため、次のような取組を行う。

- ・ 共同調達等の推進
- ・ DNA 試薬の調達の見直し

3 継続的な取組

昨年度の調達改善計画において実施した以下の取組については平成27年度においても継続的に実施する。

- ・ 随意契約の見直し
- ・ 一者応札の解消に向けた取組 等

4 実施状況の把握と自己評価の実施

計画の実施状況、調達の改善状況について、上半期及び年度終了後に評価を行い警察庁ホームページに公表する。

5 調達改善計画の推進体制

外部有識者を活用しつつ、警察庁会計業務改善委員会により推進する。